

改正案	現行
<p>（運用開始の届出を要しない無線局）</p> <p>第十条の二 法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 特別業務の局（設備規則第十四条第一項に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）</p>	<p>（運用開始の届出を要しない無線局）</p> <p>第十条の二 法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 特別業務の局（設備規則第十四条第一項の表十三の項（一）に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）</p>
<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 削除</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) <del>設備規則第四十九条の六に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</del></p> <p>(2) 五 (19) （略）</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 削除</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) 五 (18) （略）</p>
<p>三 九 （略）</p> <p>十 前条第二項に規定する基地局</p> <p>(1) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第三項に規定する技術基準</p> <p>(2) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項に規定する技術基準</p> <p>(3) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項に規定する技術基準</p> <p>(4) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項に規定する技術基準</p> <p>(5) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項に規定する技術基準</p> <p>(6) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準</p>	<p>三 九 （略）</p> <p>十 前条第二項に規定する基地局</p> <p>(1) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項に規定する技術基準</p> <p>(2) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項に規定する技術基準</p> <p>(3) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項に規定する技術基準</p> <p>(4) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項に規定する技術基準</p> <p>(5) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準</p> <p>(6) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に規定する技術基準</p>

- (7) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項に規定する技術基準
- (8) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項に規定する技術基準
- (9) ～ (12) (略)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

六 次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

- (1) 基地局（第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の三第一項及び第三項、第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備（第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合するものにあつては、送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）
- (2) 陸上移動中継局（設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定陸上移動中継局」という。）
- (3) ～ (5) (略)

- (7) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項に規定する技術基準
- (8) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項に規定する技術基準
- (9) ～ (12) (略)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

六 次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

- (1) 基地局（第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項、第四十九条の六の四第一項及び第四項、第四十九条の六の五第一項及び第四項、第四十九条の六の九第一項及び第四項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備（第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合するものにあつては、送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）
- (2) 陸上移動中継局（設備規則第四十九条の六の三第一項、第四十九条の六の四第一項又は第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定陸上移動中継局」という。）
- (3) ～ (5) (略)

七・八 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一〜二十三 (略)

二十四 特別業務の局(設備規則第十四条第一項に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。

七・八 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一〜二十三 (略)

二十四 特別業務の局(設備規則第十四条第一項の表十三の項(一)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)